

富津市成年後見制度利用促進計画（案）

令和 7 年 月

富津市

あいさつ

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 成年後見制度とは.....	1
2 成年後見制度の種類.....	1
3 計画策定の背景と趣旨.....	2
4 計画の位置づけと期間.....	2
第2章 現状と課題.....	3
1 人口推移と高齢者・障がい者の状況.....	3
2 成年後見制度の利用に関する状況.....	5
3 成年後見制度に関する市民の意識と課題.....	7
第3章 基本理念と基本目標.....	13
1 基本理念.....	13
2 基本目標.....	13
第4章 計画の推進・評価.....	18
1 計画の推進.....	18
2 計画の進捗管理と評価.....	18
3 SDGs への取り組み.....	18

第1章 計画策定にあたって

1 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、その他の精神上の障がい等により判断能力が十分でない人は、預貯金や不動産などの財産を管理したり、介護等のサービスの利用やその他売買等に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことを行うことが難しい場合があります。また、自分にとって不利益な契約であっても、適切な判断ができず、悪質な商法の被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度とは、成年後見人等が本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、身上保護や財産管理、契約行為などを行うことにより、本人を保護・支援する制度です。

2 成年後見制度の種類

成年後見制度には、**任意後見制度**と**法定後見制度**の2つがあります。

■**任意後見制度**とは、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力の低下に備え、あらかじめ本人が選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によって締結します。本人の判断能力が低下した場合に、本人や家族等の申立てにより、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

■**法定後見制度**とは、本人の判断能力が不十分となってから、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれます。成年後見人等については、第三者である専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）のほか、家族が選任される場合などがあります。

■後見、保佐、補助の違い■

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権（※1）	財産に関するすべての法律行為 （本人の同意は不要）	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権（※2） 取消権（※3）	日常生活に関する行動 （日用品の買い物等） 以外の行為	法律上定められた重要な行為（相続の承認・ 住宅の改築等）	本人の同意を得た上で 家庭裁判所が定めた特定の法律行為

- ※1 後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行うことができる権利
- ※2 本人が契約等の法律行為を行う場合に、本人の行為に同意する権利
- ※3 本人の行った法律行為を取り消しできる権利

3 計画策定の背景と趣旨

国は、認知症、知的障がい、その他の精神上の障がい等があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）を施行しました。その後、平成 29 年 3 月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画を策定。令和 4 年 3 月には第二期基本計画を策定しています。

本市においても、国が策定した計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する計画を定めるとともに、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他必要な措置を講じることに努めます。

4 計画の位置づけと期間

（1）位置づけ

本計画は、促進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策を定めるものです。

（2）期間

「第 9 期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」（計画期間：令和 6 年度から令和 8 年度まで）及び「いきいきふつつ障がい者プラン第 7 期障害福祉計画」（計画期間：令和 6 年度から令和 8 年度まで）等の関連計画と連携・整合を図ります。

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までとします。

第2章 現状と課題

1 人口推移と高齢者・障がい者の状況

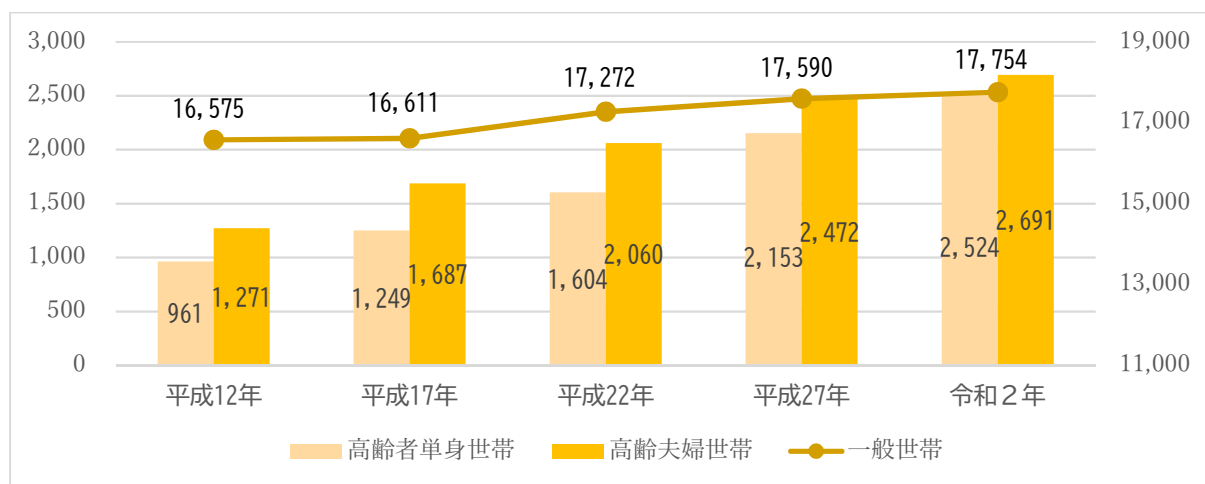
(1) 人口と高齢者の状況

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向で推移しており、平成12（2000）年の16,575世帯が、令和2（2020）年には17,754世帯となっており、20年間で1,179世帯増加しています。そのうち、高齢者単身世帯は約2.6倍、高齢夫婦世帯は約2.1倍に増加しており、一般世帯のうち、約3割は高齢者単身世帯または高齢夫婦世帯となっています。

また、富津市において要介護認定・要支援認定を受けた人のうち、日常生活自立度による判定で医師から認知症と診断された高齢者の数はおおむね横ばいとなっています。

図表 一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移

単位：世帯



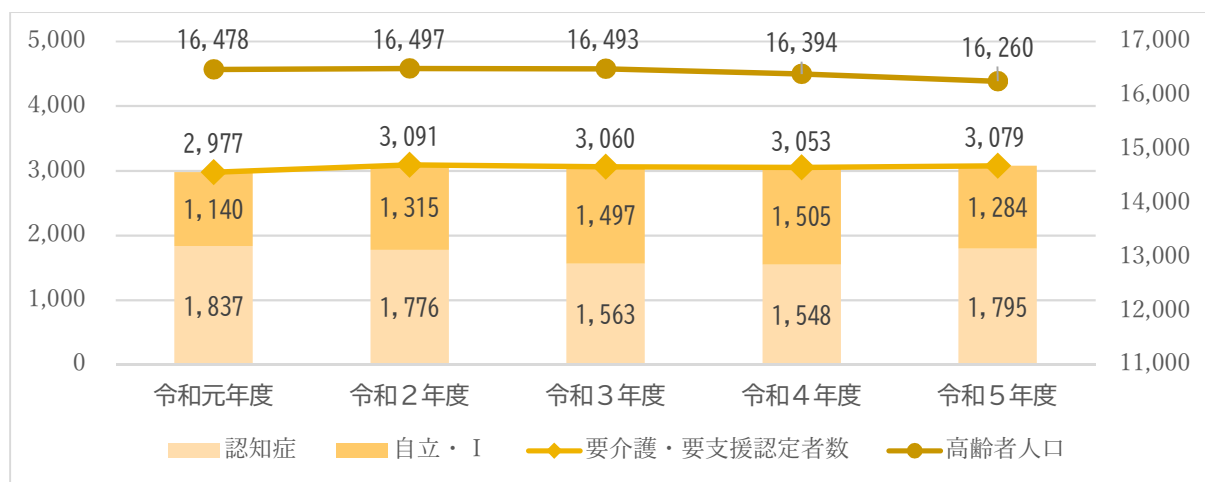
資料：総務省「国勢調査」

※一般世帯には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれません

※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいいます

図表 認知症高齢者数の推移

単位：人



資料：介護福祉課

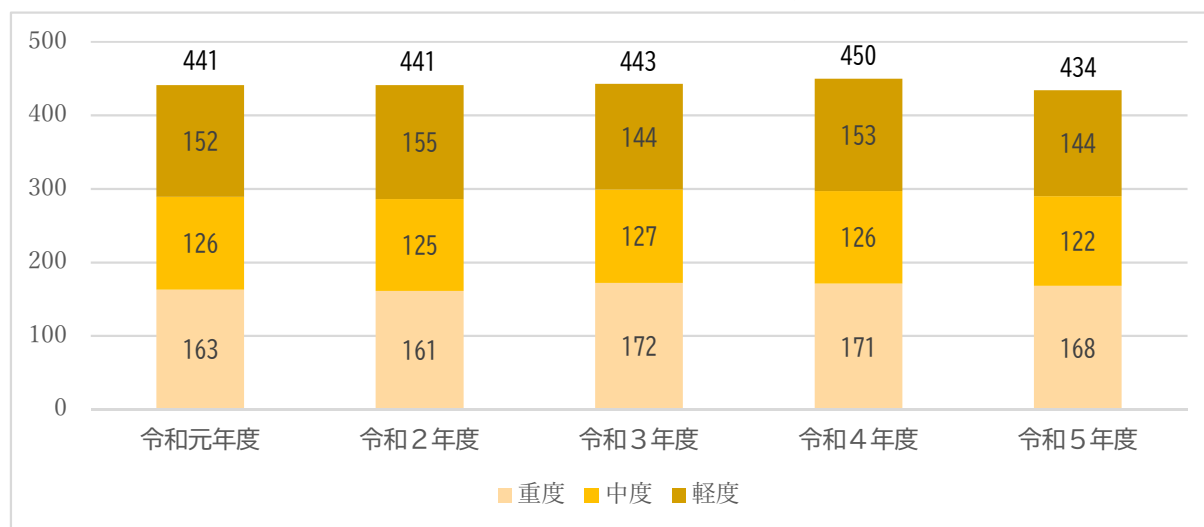
※日常生活自立度により判定し、自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・MのうちIIa以上の方を認知症と定義しています

(2) 障がい者の状況

障がい者の状況については、令和元年度以降の療育手帳の所持者数はおおむね横ばい、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向の推移となっています。

図表 療育手帳所持者数の推移

単位：人



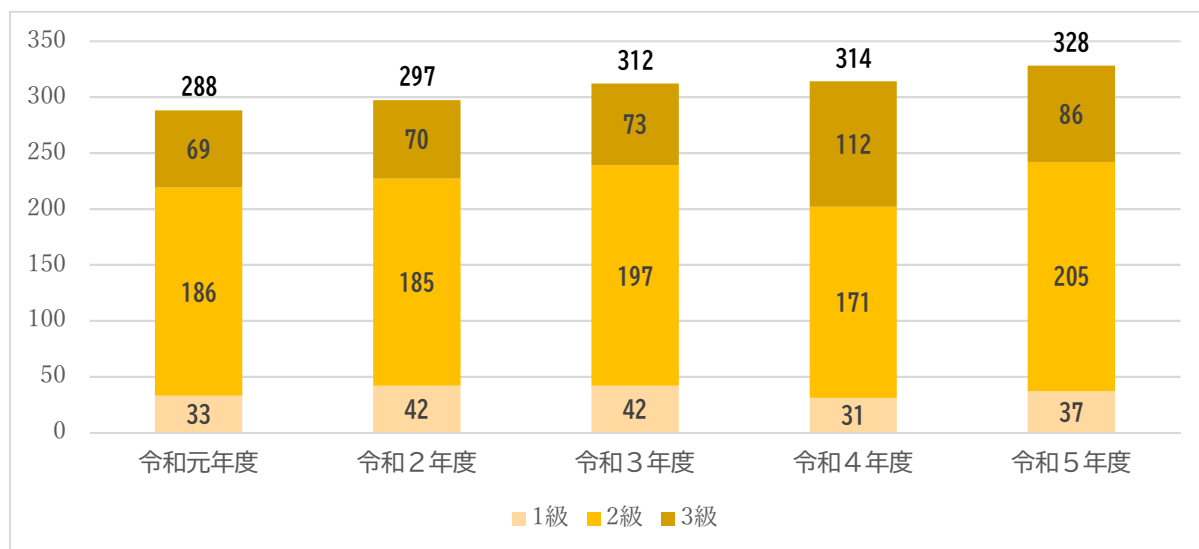
資料：障がい福祉課

※重度とは、㊦、㊦の1、㊦の2、Aの1、Aの2です

※中度はBの1、軽度はBの2です

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人



資料：障がい福祉課

※障がい重い順に1級・2級・3級です

2 成年後見制度の利用に関する状況

(1) 全国の状況

全国的には令和元年度以降の申立て件数及び利用者数は共に増加傾向にあります。

図表 成年後見制度の申立て件数（全国）

単位：件

類型/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見	26,476	26,367	28,052	27,988	28,358
保佐	6,745	7,530	8,187	8,200	8,952
補助	1,990	2,600	2,795	2,652	2,770
任意後見 監督人選任	748	738	784	879	871
合計	35,959	37,235	39,818	39,719	40,951

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

図表 成年後見制度利用者数（全国）

単位：人

類型/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見	171,858	174,680	177,244	178,316	178,759
保佐	38,949	42,569	46,200	49,134	52,089
補助	10,983	12,383	13,826	14,898	15,863
任意後見	2,652	2,655	2,663	2,739	2,773
合計	224,442	232,287	239,933	245,087	249,484

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

(2) 富津市内の状況

富津市内では令和元年度以降、成年後見制度利用相談人数や、成年後見人等に対する報酬助成件数が増加傾向にあります。

図表 成年後見制度利用相談人数（富津市）

単位：人

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	35	38	31	49	28
その他	0	0	2	0	8
合計	35	38	33	49	36

資料：ふつつ成年後見支援センター、介護福祉課、富津市各地域包括支援センター

図表 市長申立て件数（富津市）

単位：件

区分/年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
高齢者	4	10	2	4	8
障がい者	1	0	0	3	0
合計	5	10	2	7	8

資料：介護福祉課、障がい福祉課

図表 成年後見制度利用者数（富津市）

単位：人

類型/年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
後見	78	77	76	76	67
保佐	5	9	12	11	14
補助	1	2	1	2	4
任意後見	0	0	0	0	0
合計合計	84	88	89	89	85

資料：千葉家庭裁判所

図表 成年後見人等に対する報酬助成件数（富津市）

単位：件

区分/年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
高齢者	0	2	3	3	4
障がい者	0	1	1	1	1
合計	0	3	4	4	5

資料：介護福祉課、障がい福祉課

図表 法人後見受任件数（ふつつ成年後見支援センター）

単位：件

類型/年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
後見	12	17	11	8	6
保佐	0	0	0	0	1
補助	0	0	0	0	0
任意後見	3	3	3	3	3
合計	15	20	14	11	10

資料：富津市社会福祉協議会

※受任件数は、各年度末時点での全件数です

3 成年後見制度に関する市民の意識と課題

第9期富津市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定のため、令和4年度に、要介護認定を受けていない65歳以上の市民を対象として介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施したところ、1,790票の配布に対して1,058票の回答がありました（回答率59.1%）。その中で財産管理や成年後見制度に関する設問及び回答が以下のとおりです。

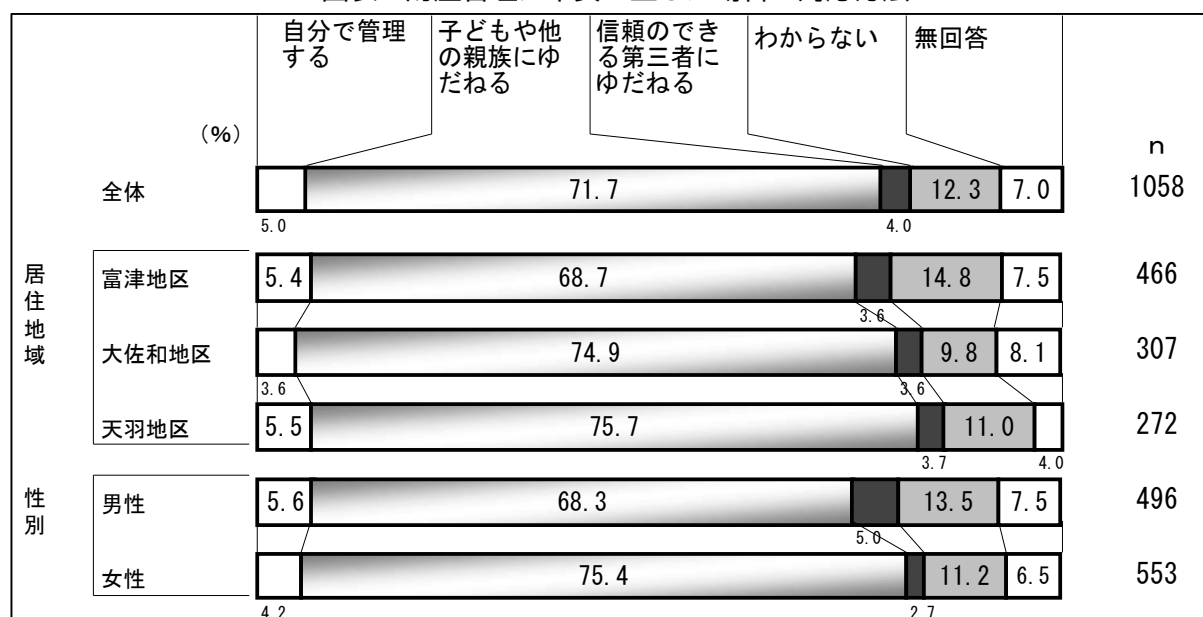
●財産管理に不安が生じた場合の対応方法

認知症になるなど、高齢に伴って財産の適正な管理や活用不安が生じた場合、どのようにしたいと思いますか。



「子どもや他の親族にゆだねる」が71.7%と圧倒的多数を占めています。

図表 財産管理に不安が生じた場合の対応方法



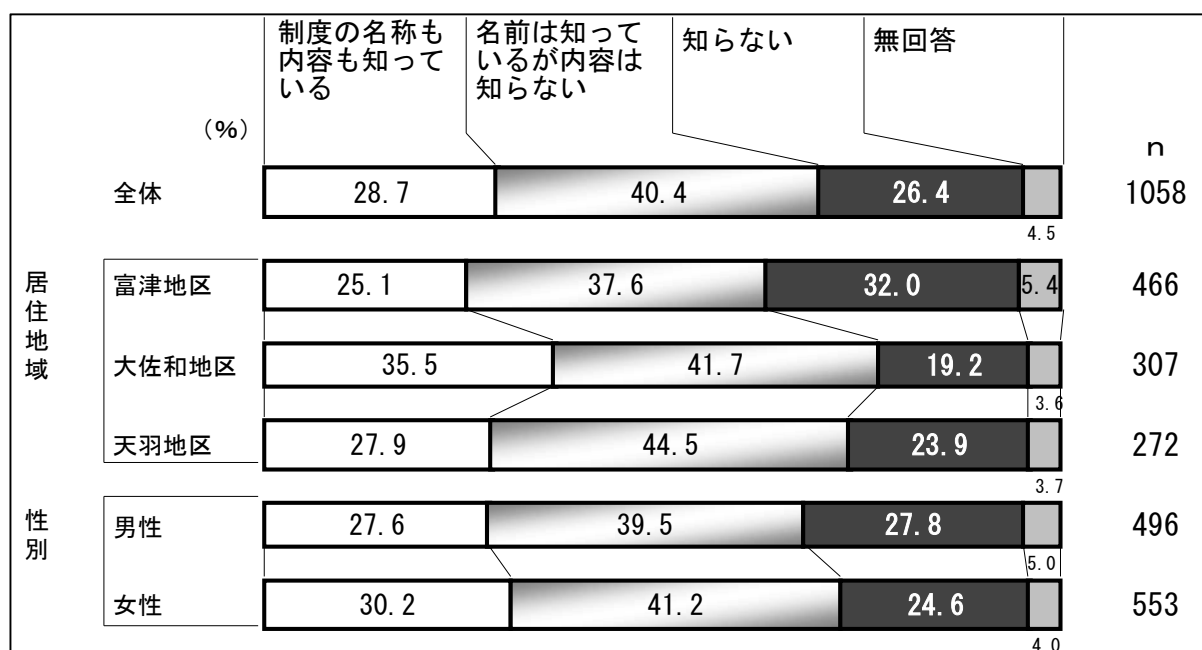
●成年後見制度を知っていますか

「成年後見制度」を知っていますか。



「制度の名称も内容も知っている」が28.7%にとどまっており、認知度の向上は課題の一つであることがうかがえます。

図表 成年後見制度を知っていますか



●成年後見制度を利用するために重要なこと

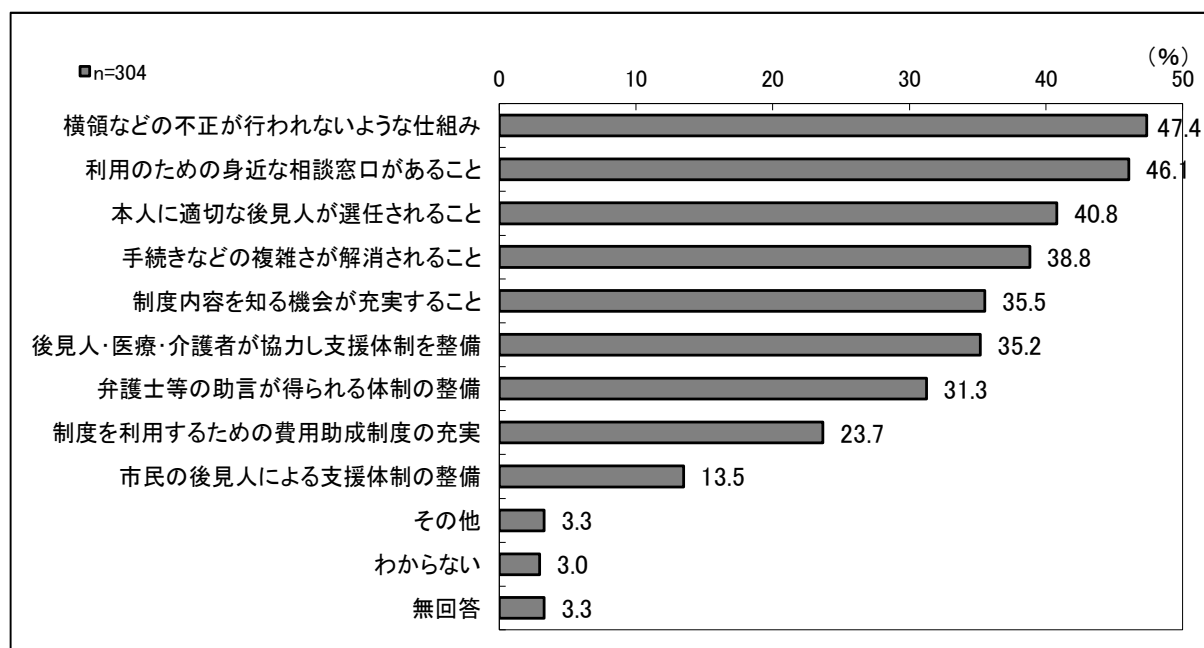
成年後見制度の認知状況の設問で「制度の名称も内容も知っている」と回答した方にお聞きしました。

この制度が利用しやすいものになるためには何が重要だと思いますか。【複数回答】



「横領などの不正が行われないような仕組み」が第1位。「利用のための身近な相談窓口があること」、「本人に適切な後見人が選任されること」などが続きます。

図表 成年後見制度を利用するために重要なこと（全体／複数回答）



●親族の代わりに財産を管理することへの抵抗感

あなたの親族の判断能力が不十分になった場合、親族の代わりに財産の管理などをすることに抵抗はありますか。



「抵抗がある」が「抵抗はない」を上回ります。

図表 親族の代わりに財産を管理することへの抵抗感（全体・属性別）

	(%)	抵抗はない	抵抗がある	わからない	無回答	n
全体		29.4	31.1	32.3	7.2	1058
居住地域	富津地区	27.0	31.5	32.8	8.6	466
	大佐和地区	32.6	30.3	31.6	5.5	307
	天羽地区	30.1	32.7	31.3	5.9	272
性別	男性	31.7	28.4	33.1	6.9	496
	女性	27.5	33.8	31.3	7.4	553
年齢	65～69歳	38.8	33.5	24.2	3.5	227
	70～74歳	31.7	35.5	29.3	3.4	290
	75～79歳	24.0	32.0	34.4	9.6	250
	80～84歳	25.2	23.3	39.3	12.3	163
	85歳以上	22.5	26.7	40.0	10.8	120
認定状況	受けていない	30.2	31.3	32.1	6.4	954
	要支援 1・2	26.2	33.8	29.2	10.8	65

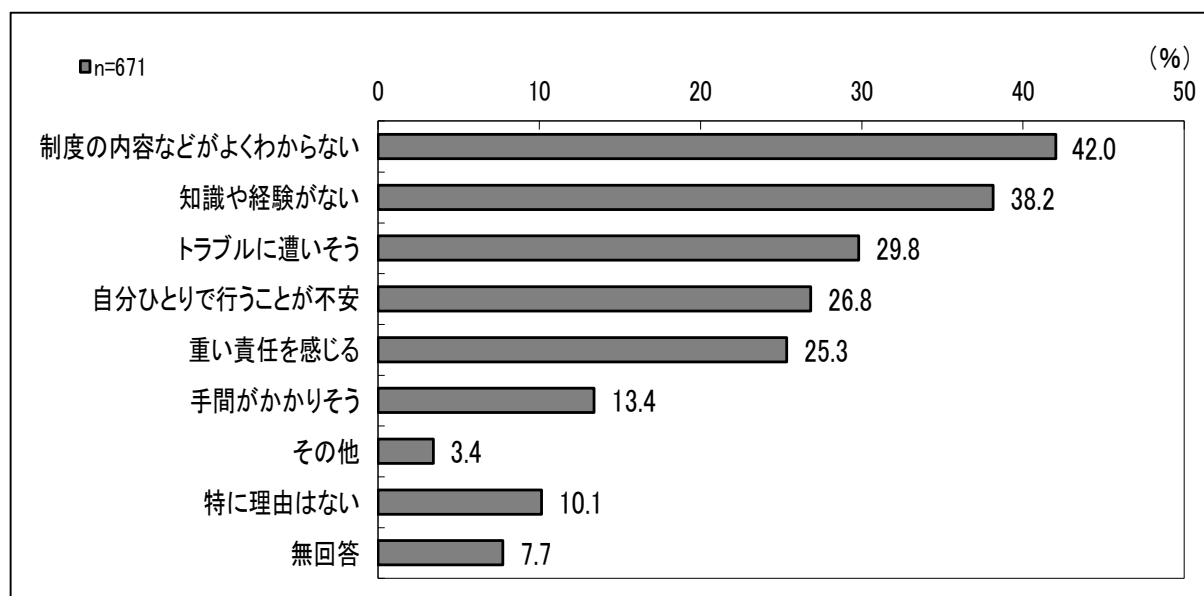
●財産を管理することへの抵抗がある理由

親族の代わりに財産を管理することへの抵抗感の設問で「抵抗がある」「わからない」と回答した方にお聞きしました。
その理由は何ですか。【複数回答】



「制度の内容などがよくわからない」が第1位。「知識や経験がない」、「トラブルに遭いそう」などが続きます。

図表 財産を管理することへの抵抗がある理由（全体／複数回答）



調査結果から、本市が抱える成年後見制度に関する課題とその解決のための取り組みを下表にまとめ、第3章の基本目標を設定しました。

課題	取り組み	基本目標
制度を知らない	・ポスター掲示やパンフレット配布を通じ広報を行う ・関係機関と連携し、講演会などを通じた周知を行う	基本目標①④
制度の内容がよく分からない	・制度についてのパンフレットを配布する ・支援者に対する研修を開催する	基本目標①④
制度利用のための身近な相談窓口が必要	・アウトリーチを含めたワンストップの相談窓口を設置する	基本目標②③
本人に適切な後見人が選任されるかが不安	・専門職団体と連携し、適切な後見人候補者推薦のための検討を行う ・マイライフノートで予め本人の意思を示しておく	基本目標②③④
申立手続きが複雑	・申立手続きに関する情報提供や書き方の支援を行う ・代行を希望する人には弁護士会やリーガルサポートの紹介を行う	基本目標①②
費用がかかる	・報酬助成を行う	基本目標③
横領などの不正が行われない仕組みが重要である 親族による財産管理に抵抗がある	・中核機関を設置し、地域支援ネットワークの構築を行う ・親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じる ・任意後見制度の周知と利用促進を図る	基本目標②③④

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

市民一人ひとりが、いきいきと安心して暮らせるまち

住み慣れた地域において、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域共生社会の実現に向けて成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の取り組みを推進します。

2 基本目標

基本目標①：制度への理解の促進

支援を必要とする人が、安心して利用できるよう、周知や啓発活動によって制度への理解の促進を図ります。

また、手続きの複雑さが原因で申立てを諦めるようなことがないよう、申立てに関しても情報提供をはじめとする支援を行います。

施策	主な取り組み	効果
成年後見制度の普及啓発	・ポスター、パンフレット、ホームページ等による周知を行う	・成年後見制度や制度内容を知っている市民の割合が増えることで、制度を必要とする人が相談に繋がりやすくなる
関係機関への周知・啓発	・関係機関へのパンフレットの配布を行う ・支援者の理解向上につながる研修を開催する	・継続した相談支援ができる ・対象者のニーズを把握することで、適切な制度利用に結びつく
申立手続きの支援	・円滑に申立てができるよう情報提供等の支援を行う	・申請者が申立てを行いやすくなり、制度を必要とする人の利用が促進される

基本目標②：中核機関の設置と地域連携ネットワークの仕組みづくり

（１）中核機関の設置

成年後見制度の利用促進や権利擁護支援にあたっては、地域連携ネットワークの構築が重要であることから、地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」を設置します。

（２）中核機関の運営

中核機関は、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的な助言等により、支援を適切に実施するためのコーディネートを行います。さらに、専門職団体や関係機関の協力及び連携強化を図るために関係者のコーディネートを担う役割も持っています。

また、中核機関は「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」という４つの機能を担います。そして、協議会の運営や地域連携ネットワークの整備等の事務局機能について、市と中核機関が双方で担い、協働することで円滑な運営を行っていきます。

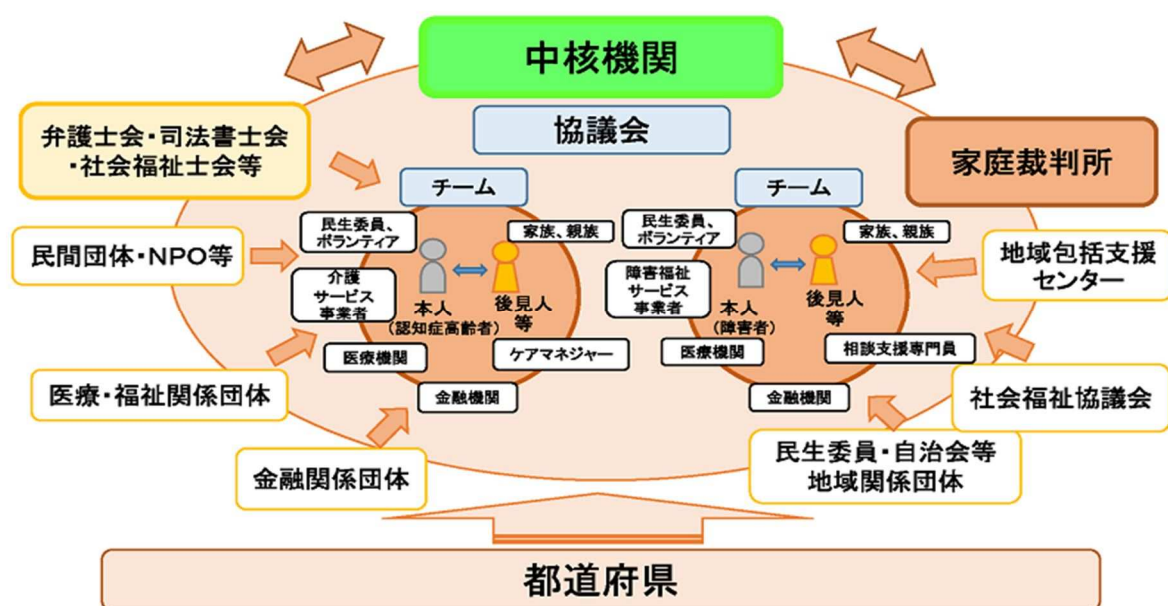
そのほか、成年後見制度利用促進の一環として、後見人の担い手を確保するため、市民後見人の養成に取り組むことで、市民が相互に支え合う体制の構築を目指します。

（３）地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、成年後見制度を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という３つの役割を念頭に、地域の関係機関が連携して対応にあたる仕組みです。

「中核機関」の他に、本人の状況に応じ、親族や地域、保健・福祉・医療の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、必要な権利擁護の支援を行う「チーム」、専門職団体や地域の関係機関の連携体制を強化し、チームを支援する「協議会」の３つの組織を構成要素としています。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



※厚生労働省資料を基に作図

施策	主な取り組み	効果
中核機関の設置、運用開始	・成年後見制度利用促進の中核となる中核機関の設置・運営を行う ・中核機関職員のスキルアップを目的とした研修等を実施する	・中核機関が地域連携ネットワークの中心となり、成年後見制度の利用を促進する
地域連携ネットワークの体制整備	・法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関、地域関係団体、金融機関、市、市社会福祉協議会などが情報や知識を提供・共有するネットワークを構築し、連携を推進するための協議会を設置する	・成年後見制度を必要とする方を早期に発見し、制度の利用や適切な支援に結び付ける
成年後見制度の相談支援	・中核機関の相談機能を強化する	・相談窓口が明確化されることで、気軽に相談できる機会が増える ・アウトリーチを含めて相談支援を実施することで、制度を必要とする人の利用につながる
市民後見人の養成	・希望する市民を対象に市民後見人養成講座を実施する	・受任できる後見人が増える ・市民の成年後見制度に対する知識や理解が向上する

基本目標③：安心して利用できる制度の運用

親族後見人や市民後見人等に対する相談窓口を設置することで、後見人として業務を行う際の不安等に寄り添い、後見人が安心して後見活動を行えるよう支援します。

本人や家族では申立てができない事情がある場合などは、市が代わって後見等開始の申立てを行い、成年後見制度を利用できるよう支援します。また、受任調整会議を開催することで本人に必要な支援内容を把握し、財産管理に加えて身上保護も重視した適切な成年後見人等の推薦を行います。

施策	主な取り組み	効果
親族後見人等への支援	・中核機関が相談窓口を設置し、成年後見人等からの後見活動等に関する相談に対応する	・後見人業務を行う際の不安等の相談に対応する窓口を設置し、後見活動を支援する
市長による審判請求手続き（市長申立て事務）	・申し立てる親族がいない、または本人や親族がやむを得ない事情により申立てができない場合、市長による審判請求手続きを行う	・本人や親族が申立てをできない場合でも、成年後見制度を利用できる
受任調整会議の開催	・中核機関を設置し、受任調整会議を開催する	・より適切な後見人が選任されやすくなり、意思決定支援が行いやすくなる
費用の助成	・費用負担が困難な人へ、申立費用や成年後見人等への報酬に対する助成を行う	・費用負担が困難な場合でも、成年後見制度を利用できる

基本目標④：本人の意思が反映できる仕組みづくり

将来の財産管理やその他生活に不安のある方が、元気なうちから任意後見制度を積極的に利用できるよう、任意後見制度の周知を図ります。

また、「マイライフノート」（エンディングノート）を活用することで、自身の判断能力が十分でなくなった際の対応等に関し、意思表示を行う手段や家族等と話し合える機会づくりにつなげられるよう支援します。

家族や親族がいない方や、家族や親族がいても協力等を得られないおそれがある方等が、財産の管理や整理を円滑に行えるよう、自分の意思を確実に伝え、履行できる方法の1つとして、自筆証書遺言書保管制度等を周知していきます。

施策	主な取り組み	効果
任意後見制度の周知	・任意後見制度について、パンフレット等で周知を行い、市民の利用を促進する	・任意後見制度や制度内容を知っている市民の割合が増える
マイライフノートや自筆証書遺言書保管制度の周知、配布	・マイライフノートについて広報やホームページ等で周知するとともに、必要な方へ配布する ・マイライフノート活用セミナーを開催する ・自筆証書遺言書保管制度についてのパンフレット等を配布する	・マイライフノートや自筆証書遺言書保管制度が市民に普及し、本人があらかじめ意思表示できるようになる

第4章 計画の推進・評価

1 計画の推進

地域連携ネットワークをはじめとする、成年後見制度に関連する機関や団体等が、それぞれの役割を担いながら連携して計画を推進し、それらの推進状況については市が取りまとめます。

2 計画の進捗管理と評価

本計画については、協議会において、PDCA サイクルに基づき、関連する施策や事業の進捗状況の把握及び評価を行います。

その中で、改善や調整等が必要という評価が出された場合は、評価結果を施策に反映する等、本計画を着実に進めていきます。

3 SDGs への取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている 2016 年（平成 28 年）から 2030 年（令和 12 年）までの国際的な共通目標です。

持続可能でよりよい社会を実現するための 17 の目標と 169 の取り組みから構成され、「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

17 の目標のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」「10. 人や国の不平等をなくそう」「16. 平和と公正をすべての人に」という目標が本計画に合致していることから、これらに資する取り組みを推進していきます。

